

平成25年度当初予算調製方針

1 財政状況

- (1) 国の「中期財政フレーム」（平成24年8月31日閣議決定）では、地方の一般財源総額については平成25年度からの3年間は、平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。しかし、国及び地方の長期債務残高が940兆円（平成24年度末見込み）に達するなど、我が国の財政状況が他の先進諸国と比較しても大きく悪化し、高齢化に伴う年金・医療等に係る経費も増大する中で、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、年末の平成25年度地方財政対策の決着に向けて、予断を許さない状況にあります。
- (2) 県税収入については、平成24年度の法人関係税収が円高等の影響から、当初予算額を50億円程度下回る大変厳しい見通しとなっています。平成25年度においても、法人の経営状況の改善が見込まれるものの、欠損金の繰越控除制度などの影響もあり、大きな回復は期待できないものと見込んでいます。
- (3) 一方、歳出面では、義務的経費の増加等から経常収支比率が97.1%と悪化している中で、今後も、医療・介護等の自然増や過去に発行した県債の償還金の増等から社会保障関係経費及び公債費が100億円を上回って増加する見込みとなっています。この結果、中期財政見通しにおいては、毎年度一定の歳出削減を行ってもなお、要調整額が4年間で284億円程度発生する見込みであるなど、本県の財政は極めて深刻な状況にあります。

2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) このような中で、平成25年度当初予算は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の2年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成25年度三重県経営方針（案）」を踏まえて、予算編成を行います。
- (2) 予算編成プロセスについては、従来の施策別財源配分制度を廃止し、部局横断的な優先度判断に基づき、限られた財源を柔軟に無駄なく配分できる仕組みに改めます。あわせて、知事と部局長による協議を充実させるとともに、その協議の場の公開や査定理由の公表により、予算編成過程の一層の透明化を図ります。
このことにより、県民ニーズや社会経済情勢の変化に対応し、これまでの事業の成果を検証しつつ、注力すべきものには注力する一方で、厳しい優先度判断による事業の廃止・縮小を行うメリハリのある予算をめざします。

- (3) 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成 26 年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く）を、平成 23 年度末よりも減少させる目標達成に向けて、平成 25 年度県債の発行抑制に努めます。
- (4) 「平成 25 年度三重県経営方針（案）」に記載した社会情勢の変化等に対応するための取組についても、必要な予算上の対応を行います。
- (5) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。

平成 25 年度当初予算編成を取り巻く情勢

1 国の動向

- (1) 平成 25 年度予算の概算要求組替え基準について (H24. 8. 17 閣議決定)
 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム」との整合性に留意しつつ、要求する。

※ 中期財政フレーム (H24. 8. 31 閣議決定)

「地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 24 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」(上記期間とは平成 25 年度～平成 27 年度)

- (2) 平成 25 年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

	H24	H25
一般財源総額 (交付団体ベース)	59.0 兆円	59.5 兆円 (0.5 兆円、0.9%の増)
うち地方税	33.7 兆円	34.2 兆円 (0.5 兆円、1.5%の増)
地方交付税	17.5 兆円	17.2 兆円 (0.3 兆円、1.5%の減)
臨時財政対策債	6.1 兆円	6.5 兆円 (0.4 兆円、6.2%の増)

2 本県の財政状況

- (1) 一般財源収入の推移

(単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
地方税	2,674	2,094	2,022	2,045	2,067
地方譲与税	34	128	241	254	275
地方交付税	1,224	1,292	1,451	1,419	1,388
臨時財政対策債	242	489	799	631	620
その他	372	382	378	373	361
計	4,546	4,385	4,891	4,722	4,711

※H20～22 年度は決算額、H23 年度は決算見込額、H24 年度は当初予算額。

※その他は、「地方消費税清算金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」。

- (2) 財政調整のための基金残高の推移

平成 23 年度 9 月補正予算後	40 億円	
平成 23 年度 12 月補正予算後	15 億円	(H23. 10 月補正予算 (△29) 等)
平成 24 年度 第 1 号補正予算後	39 億円	(H23 最終補正予算 (+30) 等)
平成 24 年度 9 月補正予算後	100 億円	(H23 年度決算不用 (+42)、 決算剰余金の 1/2 を積立 (+21)、 H24. 9 月補正予算 (△2))

今後の補正見込み

平成 23 年度決算剰余金の計上 (+21)、地方交付税の減・臨時財政対策債の増 (あわせて+12) 等

3 平成 25 年度当初予算要求基準等について（一般財源ベース）

（1）歳入の見込（現時点）（単位：億円）

歳入項目		H24 当初予算	H25 見込み	
県税＋地方交付税＋臨時財政対策債＋地方譲与税等		4,711	4,751	仮試算の「一般財源」に関連する項目であり、24 年度見込みに仮試算の伸び率により試算
その他	宝くじ収入等	45	45	
	財政調整のための基金	5	123	現時点での残高＋決算剰余金等
	その他の基金の活用	100	44	
	減収補てん債	7	－	
	財源不足を調整するための地方債（行政改革推進債・退職手当債等）	137	100	退職手当債の許可見込みの減等
計	5,005	5,063		

（2）平成 25 年度予算要求基準（単位：億円）

	H24 当初予算	H25 要求基準	
人件費	1,894	所要額	
公債費	1,068	所要額	
社会保障関係経費	759	所要額	
税関関連交付金等	616	所要額	
繰出金等	131	所要額	これらの経費についても、聖域なく見直し、厳しく、精査
庁舎管理経費等	149	所要額	
個別検討項目	103	所要額	
政策的経費（シーリング対象経費） <small>（H24 の「施策別財源配分（一般分・公共事業）、 「選択・集中プログラム特別枠」、「東日本大震災等災害関連枠」を対象とする。）</small>	213	要求上限額（シーリング）の範囲内で要求 （H24 予算額×90%） ※優先度判断（A、B、C）を付して要求	
大規模臨時的経費	72	所要額	大規模臨時的経費についても、事業計上の見送り等、厳しく精査
H25 特定政策課題枠	－	所要額	
計	5,005	5,063＋α	

※県債は、原則として H24 年度の 95% の範囲内で要求。

- 繰出金等とは、特別会計、企業会計等への繰出金等
- 個別検討項目とは、私学振興補助金、高等学校運営費等、商工会議所等への人件費支援等
- 大規模臨時的経費とは、施設の改築・大規模改修、システム開発など臨時的かつ大規模な経費

平成25年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

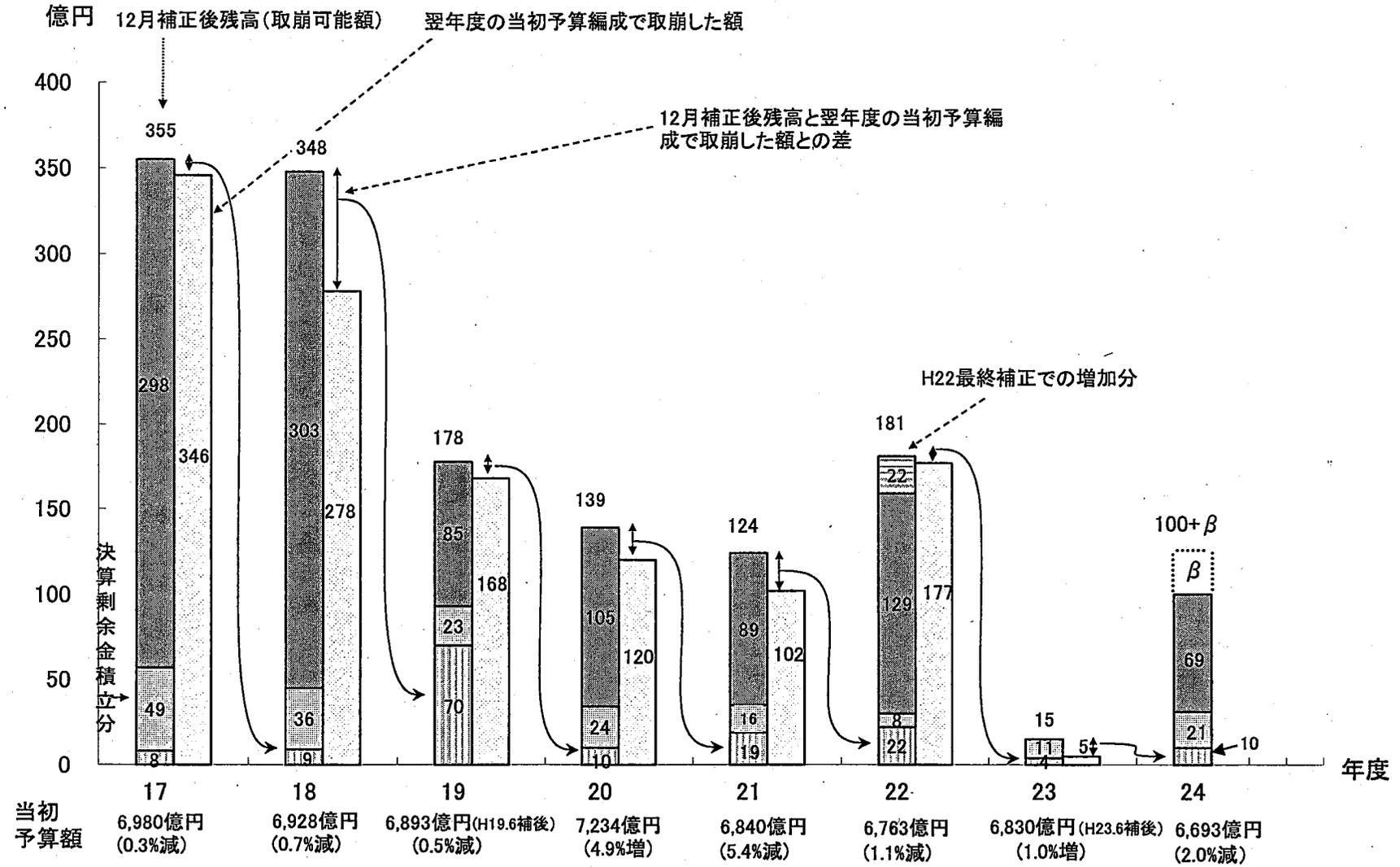
【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	24年度 兆円	25年度		特記事項
		兆円	増減 兆円	
(歳出)				
給与関係経費	21.0	20.7	△ 0.2	△ 1.1
退職手当以外	18.8	18.8	△ 0.1	△ 0.4
退職手当	2.2	2.0	△ 0.2	△ 7.6
一般行政経費	31.1	31.9	0.8	2.5
補助	15.9	16.4	0.5	3.4
単 独	13.8	14.0	0.2	1.2
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.4	1.5	0.1	4.5
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	0.0
投資的経費	10.9	10.7	△ 0.2	△ 2.0
直轄・補助	5.7	5.6	△ 0.1	△ 2.0
単 独	5.2	5.1	△ 0.1	△ 2.0
そ の 他	17.4	17.5	0.2	0.9
一 般 歳 出 計	66.5	66.8	0.3	0.5
計	81.9	82.3	0.5	0.6
(歳入)				
地 方 税 等	35.9	36.4	0.5	1.4
地 方 税	33.7	34.2	0.5	1.5
地方譲与税	2.3	2.2	△ 0.0	△ 0.6
地方特例交付金	0.1	0.1	△ 0.0	△ 1.8
地方交付税	17.5	17.2	△ 0.3	△ 1.5
国庫支出金	11.8	11.9	0.1	1.1
地 方 債	11.2	11.3	0.1	1.0
うち臨時財政対策債	6.1	6.5	0.4	6.2
そ の 他	5.4	5.4	△ 0.0	△ 0.1
「一 般 財 源」	59.6	60.2	0.6	1.0
(水準超経費除き)「一般財源」	59.0	59.5	0.5	0.9
計	81.9	82.3	0.5	0.6

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。
 2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方については「平成25年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

財政調整のための基金における残高と取崩の状況



平成25年度当初予算要求にあたっての基本的事項について

平成25年度当初予算の編成は、「平成25年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行ってください。

記

第1 基本的事項

(予算の性格)

- 1 予算は、「年間総合予算」とする。

(予算要求基準)

- 2 限られた財源を的確に配分しメリハリのある予算を実現するため、予算編成プロセスの見直しを行う。それを踏まえて、予算要求基準については以下のとおりとする。

- (1) 政策的経費については、従来の施策別財源配分制度を廃止し、下記のとおりとする。

非公共事業については、平成24年度当初予算における「施策別財源配分(一般分)」、「選択・集中プログラム特別枠」及び「東日本大震災等災害関連枠」の合計額(一般財源)の90%以内で要求すること。

公共事業については、平成24年度当初予算の「施策別財源配分(公共事業)」、「選択・集中プログラム特別枠」及び「東日本大震災等災害関連枠」の合計額(一般財源)の90%に相当する額を公共事業総合推進本部へ示すので、各部は公共事業総合推進本部から示された要求上限額の範囲内で要求すること。

要求にあたっては、事業ごとに優先度(A、B、C)付けを行い、優先度付けの構成割合は、一般財源でそれぞれ1/3となるようにすること。

なお、優先度付けは、いわゆる「薄切り」にすることなく、事業の「選択と集中」が適切に図られるよう、原則として事業ごとに判断すること。

優先度判断を行う際の視点については、別紙のとおりとする。

- (2) 義務的経費(人件費、社会保障関係経費、公債費、税収関連交付金等)については、積算根拠を十分精査した上で、必要最小限の経費を適切に見積ること。

- (3) 繰出金等、庁舎管理経費等、個別検討項目(私学助成、商工会等助成、高等学校運営費)についても、聖域なく見直しを行い、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。

なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。

- (4) 大規模臨時的経費については、必要性・緊急性などの検証を徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積ること。また、事業費の年度間調整にも努めること。
- (5) 「平成25年度三重県経営方針（案）」のⅡ「2 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」については、平成25年度特定政策課題枠として（1）の経費とは、別に要求できるものとする。
- (6) 平成26年度末の県債残高の目標達成に向けて、県債についても要求上限額を設定することとし、原則として平成24年度当初予算額（行政改革推進債等除き）の95%の範囲内で要求すること。
- (7) 平成24年度予算の施策別財源配分経費で、12月補正予算までに事業の効率的な執行等により節減を行った額については、上記（1）に記述した政策的経費の優先度判断Aの要求上限額に上乗せして要求できるものとする。

（事業成果等の明確化）

- 3 要求にあたっては、これまでの事業の成果を十分に検証するとともに、当該事業が具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

（主担当部局との調整）

- 4 要求にあたっては、あらかじめ各施策や「選択・集中プログラム」の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行ったうえで、見積書を提出すること。

（事務事業の見直し等）

- 5 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。
 - (1) 全ての事務事業を「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。特に、事業進捗が不良な事業や効果に疑問がある事業等については、大胆に事業の廃止・見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを進めること。
なお、事務事業の見直しや厳しい優先度判断により、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸することなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。
 - (2) 新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコスト等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、「県民と行政の役割分担」に基づき、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担を踏まえ、県が担う領域かどうかを明確にすること。
なお、継続事業についても、他の主体で実施できないか検討し、さらには、他の主体で事業が実施できるような制度改正をめざすなど、県の果たす役割及び他

の主体との役割分担について検討・見直しを行うこと。

(3) 監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(4) 投資的経費の重点化、コスト縮減

① 投資の重点化

事業の緊急性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の投資の重点化を図ること。

② 公共工事のコスト縮減

公共工事については、引き続き効率的・効果的な執行に努め、コストの縮減対策に取り組んでいくこと。

(5) IT関連予算については、業務見直しと投資対効果の検証を十分に行った上で、行政運営の効率化・行政サービスの向上を確実に見込めるシステムのみ要求すること。

なお、システム化や運用にあたっては、セキュリティに万全を期すこと。

また、新規・既存システムに限らず必要性を徹底的に吟味し、有効性の乏しいシステムは廃止統合を行うこと。

(6) 負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討のうえ、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(7) 県有施設の管理運営については、その運営方法等を根本から見直し、費用対効果の観点から、効率的・効果的な運営に努めること。

県有施設の管理運営の効率化を図るため、個々の施設の実情に応じて、指定管理者制度など、より効率的な管理運営方法を検討すること。

(8) 民間等に民営化・外部委託化することにより、住民サービスの向上、行政の簡素・合理化が図られるものについては、「外部委託に係るガイドライン」に基づき、積極的な導入に努めること。

なお、継続して委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(9) 総人件費の抑制

① 給与費の抑制

事務事業遂行上の人員配置を精査するなど、引き続き適正な定員管理に努めるとともに、給与費全体について、総合的な観点での対応、見直しを行い、総人件費の抑制を行うこと。

② 総勤務時間縮減のための改善

総勤務時間の縮減を図るため、各部局、各所属で定めた目標の達成に向けて取り組んでいるところであり、引き続き事務事業の仕組み、やり方を点検し抜本的な見直しに努めること。

(国所管法人等への支出について)

- 6 国の所管法人等に対する支出については、これまでも必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(新規事業に取り組む際のリスク対応)

- 7 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

(事業に伴う市町負担について)

- 8 市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携部市町行財政課の意見を十分聴き取っておくとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

(国の予算等への対応)

- 9 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改正の動向についての的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

(後年度負担等の把握)

- 10 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めたいえ、要求すること。

(組織機構・定数調整方針との調整)

- 11 「平成25年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意のうえ、予算要求を行うこと。
なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

(公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

- 12 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理

合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県行財政改革取組」に基づく「外郭団体等の見直し」の対象団体については、団体のあり方や県の関与について見直しを行うとともに、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

第2 一般会計

1 歳入に関する事項

- (1) 県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向等を勘案のうえ、的確な判断により見積もること。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえ、補助対象事業を精査のうえ、適正に見積もること。
なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。
- (3) 地域自主戦略交付金については、交付予定額が判明次第、別途調整するものとするが、継続事業分の要求にあたっては、平成24年度配分額の80%の範囲内で予算要求すること。
- (4) 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、定期的に見直しを行うこと。特に、3年以上改正を行っていないものについては、見直しを行うこと。
- (5) 財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いを促進すること。
- (6) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。
- (7) 新たな収入源を開拓するために、印刷物の有料化や広告収入（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）などの積極的な活用を検討すること。また、行政内部の財源の有効活用や民間や財団が提供している助成金などの外部資金利活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

2 歳出に関する事項

(1) 普通建設事業については、

① 公共事業については、三重県公共事業総合推進本部の「平成25年度公共事業予算編成方針」に基づいて見積ること。

② 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮のうえ対処すること。

③ 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊急性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。

(2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。

特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であることを踏まえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。

なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。

(3) 県単補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行い、厳しい財政状況も踏まえ、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

(4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。

さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。

(5) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるもので、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

なお、物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為については、平成12年10月30日付け予第247号「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」について」によること。

第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2 一般会計」の考え方に準じて見積ること。

第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2 一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討のうえ記入すること。
- 2 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。
- 3 情報システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず経ること。詳細については、別途、三重県情報システム審査委員会からの通知「情報システム関連に係る平成25年度当初予算 予算要求前審査の実施について」を参照のこと。
- 4 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。
- 5 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ公共建築物等木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。
- 6 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとする。

別紙

○事業の優先度判断に係る視点

- ① 「みえ県民力ビジョン」の目標達成
「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の達成に向けて、早期に大きな効果が発現する事業か。
- ② 「平成25年度三重県経営方針（案）」の推進
「平成25年度三重県経営方針（案）」に掲げる取組を推進するために必要な事業か。
- ③ 県民ニーズ、県民生活への影響
県民のニーズが高く、事業実施を先送りした場合に県民生活に多大な影響を与える事業か。
- ④ 緊急性
深刻な財政状況のなか、緊急課題として早急に実施すべき事業か。
- ⑤ 法令義務
法令等により義務付けられている事業か。